

## 調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年 2月 1日

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社  
理事長 長谷川 具章

### 1 調達内容

#### (1) 業務の名称

天神川流域下水道天神浄化センター脱水汚泥処理業務委託 その2

#### (2) 数量

脱水汚泥 約1,600トン

#### (3) 業務の仕様

入札説明書による。

#### (4) 業務の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

#### (5) 業務の場所

鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬 天神浄化センター

#### (6) 入札方法

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から当該金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が役務の廃棄物処理の「産業廃棄物（収集・運搬）」若しくは「産業廃棄物（処分）」に登録されている者であること。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく産業廃棄物処分業の許可、若しくは廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可（産業廃棄物の積み込みから積卸しを行う区域を管轄する都道府県知事の許可）を有している者であること。また、許可証の許可範囲に「汚泥」が含まれていること。
- (4) この調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) この調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (6) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常勤していることが確認できる場合に限る。

(7) 本件入札には、単独入札参加者又は共同入札参加者として参加することができ、入札者の構成等については、入札説明書の6のとおりとする。

### 3 入札手続等

#### (1) 入札に関する問合せ先

〒682-0722 鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字高浜 1517 番地  
公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社 総務班  
電話 0858-35-4423  
電子メール [tottorigesui@t-tenjin.org](mailto:tottorigesui@t-tenjin.org)

#### (2) 入札説明書等の交付

ア (1) の場所で、令和3年2月1日(月)から同年2月19日(金)までの間に公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社ホームページ (<http://www.t-tenjin.org>) から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

#### イ 交付期間及び交付時間

令和3年2月1日(月)から同年2月19日(金)までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時までとする。

#### ウ 交付場所

(1) に同じ

### 4 郵便等による入札

不可とする。

### 5 入札及び開札の日時及び場所

#### (1) 日 時

令和3年3月2日(火) 午前11時15分

#### (2) 場 所

(1) に同じ (天神浄化センター管理棟 2階小会議室)

### 6 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和3年2月19日(金)午後4時までに郵送又は持参により3の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 7 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

#### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として、入札書に記載した1トン当たりの金額に、搬出予定数量を乗じて得た金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。以下「年間支払見込額」という。)の100分の10以上の金額を納付しなければならない。

ただし、共同入札参加者の場合には、各構成員は入札内訳書に記載した単価に基づき契約保証金額を算出し、納付するものとする。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 8 その他

### (1) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

### (2) 契約書作成の要否

要

### (3) 落札者の決定方法

この公告に示した業務の内容を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (4) 手続における交渉の有無

無

### (5) その他

詳細は、入札説明書による。